

山口県報

令和7年
3月14日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなげなければならない区域の指定(環境政策課)……………一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなげなければならない区域の指定の解除(二件)(環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………二

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………四

道路の区域の変更(道路整備課)……………四

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………四

造成宅地防災区域の指定の解除(建築指導課)……………五

○公告

周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五

○雑報

県報の正誤(令和七年三月十一日山口県報の目次)……………五

山口県告示第八十四号



土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

山口市桜島三丁目二五三四の二の一部、二六三一の二の一部、二六五二の二の一部、二六五二の三の一部、二六五二の四の一部、二六五五の四の一部及び二六六〇の二の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第八十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(令和六年山口県告示第二百四十五号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る形質変更時要届出区域

周南市由加町一の一地区(次の図に示す部分に限る。)

二 特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課及び周南環境保健所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(令和五年山口県告示第三百五十五号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
周南市由加町一の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	廃止年月日
森下外科・整形外科医院	防府市中西二番三号	令和六、一二、三二
こうち医院	周南市東山町二番四一號	〃 〃 〃
コスモ歯科クリニック	山陽小野田市大字厚狭四七八の一	令和七、一、五
フェリス薬局宇部店	宇部市松山町一丁目八番一の一	〃 〃 三
だいたい薬局	萩市大字椿東四一六二の一四	令和六、一二、三二

指定訪問看護事業者等 の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社オールケアー 防府市沖今宿一丁目一八番二〇	訪問看護ステーションオールケアー 防府市沖今宿一丁目一八番二〇	令和六、一二、三二

山口県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	指定年月日
ごちよう眼科	岩国市麻里布町三丁目二〇番二五号	令和五、四、一六
こうち医院	周南市東山町二番四一號	令和七、一、一
宇部TCデンタルクリニック	宇部市大字妻崎開作七四五の一	〃 〃 〃
コスモ歯科クリニック	山陽小野田市大字厚狭四七八の一	〃 〃 一、六
フェリス薬局宇部店	宇部市松山町一丁目八番六号	〃 〃 三

山口県告示第八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 牛のヨーネ病検査
 - (一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（スクリーニング法）
- 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

二 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域（萩市見島を除く。）

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 2 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に進行性の歩行困難、起立不能、行動変化又は非特異的な症状を呈していた又は呈していた可能性が高く、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できない牛の死体
- 3 家畜防疫員が検査の必要があると認める、生体検査で行動異常、運動失調等の神経症状等の理由でと殺・解体禁止となった牛の死体又はとう汰された牛
- 4 家畜防疫員が検査の必要があると認める牛の死体又はとう汰された牛（1、2及び3に掲げるものを除く。）

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）
- 2 1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

三 豚熱検査

(一) 目的

豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫の付与の状況を確認するため

(二) 区域

山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
- 家畜防疫員が検査の必要があると認める豚及びいのしし

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 酵素免疫測定法（エライザ法）（家畜防疫員が必要があると認める豚及びいのししにあつては、酵素免疫測定法（エライザ法）及び中和試験）

四 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

五 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査

六 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病検査

(一) 腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 豚熱予防注射

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししの全部

(四) 期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下注射又は筋肉内注射

山口県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 山口秋穂線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市鑄銭司字岡山二二四一の一地先から 同市鑄銭司字岡山二二三八の五地先まで	最狭 一一・八 最広 一八・〇	最狭 二九・〇 最狭 一五・八		八三・〇	

山口県告示第九十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十五年山口県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

中筋地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	地 名	番 号	標 柱 番 号
柳井市	神代	上田中	三六四三の二 三六四三の二地先 一二七七の一 一二七七の一 一二七六の一 一二七五の一	一号 二号 三号 四号 五号 六号	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	上田中	〃	河久保	〃	〃	〃
一二七四	一二七五の一	三六五五の二	三六五五の九	三六六〇の一	三六五九	三六五三の一	三六四五の一
七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号

山口県告示第九十三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規正法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定に関する告示（令和四年山口県告示第百二十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称 東須恵(1)

- 二 解除に係る区域の範囲 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部建築指導課及び宇部市都市政策部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。）



(五三) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 周南都市計画公園二・二・三百五十七沢田街区公園
 - 周南都市計画公園三・三・三百二久米公園
 - 周南都市計画公園三・三・三百三太華公園
 - 周南都市計画公園三・三・三百十一沢田公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

(五四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称 下松市大字末武上字坂下
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 光市島田二丁目二三番一〇号 株式会社ファノス



正 誤

令和七年三月十一日山口県報の目次

誤

正

令和七年三月十四日印刷
令和七年三月十四日発行

発行人所

山口県知事庁

県営岩永本郷地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）

県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）